

2020年4月7日

マンション管理組合組合員
マンションにお住いの皆様へ

管理受託会社 (株)ウイツコミュニティ
代表取締役 村松 圭
ウイツグループホールディングス(株)
代表取締役 柴田 正隆

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令時の対応について

拝啓 平素は弊社管理受託業務に多大なるご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる緊急事態宣言が発令された今般、お客様及び弊社社員の安全を最優先し、以下の対策を実施いたします。
お客様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、上記の目的の元、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【弊社の対応】

1. 当社スタッフにつきまして
緊急事態宣言が発令された場合、各部署に於いて最低人数を残し、在宅勤務などの方策を執り出社を見合わせます。ご依頼事項などに関しましてお時間をいただく場合がございます。また、代表電話を転送し、在宅からの対応にあたる為、電話がつながりにくくなる可能性もある旨、ご了解ください。
2. 管理員、清掃員につきまして
出勤の停止、或いは作業時間の短縮など行う場合があります。
予めご承知おきください。
3. 室内立ち入りを伴う作業について
雑排水管高圧洗浄などの室内立ち入りを伴う作業は、宣言発令中は見合わせていただきます。
4. その他、点検作業等につきまして
専有部への立ち入りを伴わない作業は原則、実施いたします。しかしながら工期が複数日に渡るもの、交通規制等により実施が困難な場合などは作業・工事を延期する場合がございます。
5. ビル管理業務に関して
各管理案件のオーナー、テナント様と協議の上、個別に対応させていただきます。

その他、総会、理事会など、緊急事態宣言発令中は極力延期していただけますようお願いいたします。また、緊急宣言解除後に本件に関する以後の対応は協議させていただきます。

敬具

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令時の対応について（第2弾）

■社内における対応

- ・通勤手段が交通機関のみの者は出勤停止とする
- ・在宅勤務者の賃金は下げない
- ・在宅勤務者間で web 会議システムを活用しお客様対応及び苦情要望連絡事項を共有する（定時ミーティング(9,12,15,18時)を行いチームで情報共有)
- ・やむを得ず出勤しなければならない場合は、滞在時間を明確にした上で社長もしくは常務の承認を得ること

■社外への対応

・臨時的対応としてコールセンター機能を本社（西門オフィス）に集約し東京支店・横浜営業所を包括して対応にあたります。
・政府指針に従い必要最低限の人数として、現状の7割以上減の人員を事務所に配置します(25名→6名)。このため、電話がつながりにくい場合がありますがご了承下さるようお願い申し上げます。
また、各種業務に対して顧客やテナントのご意向を確認中でありご要望には極力お応えさせていただきますが、ご要望に沿えない場合はその都度ご相談させて頂けたら幸いです。
なお、今般の緊急事態宣言における追加措置が発生した場合は速やかに対処します。

2020年4月8日

お得意先さま
マンション管理組合さま
お取引先各位

管理受託会社 (株)ウイツコミュニティ
代表取締役 村松 圭
ウイツグループホールディングス(株)
代表取締役 柴田 正隆

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令時の対応について（追加報告）

拝啓 平素から弊社に多大なるご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる対応につきましては、4月7日に弊社の対応についてご案内申し上げましたが、本日、さらに追加の処置を決定いたしましたのでご案内申し上げます。

お客様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【追加の対応について】

以下の処置を追加として実施いたします。

- ①各ランチにおいては最低人数（東京支店1名・横浜営業所0名・本店1名・西門オフィス6名）を残し、原則、テレワーク（在宅勤務）を実施いたします。
- ②在宅勤務者においても休業扱いとはしない形で、雇用を守ります。また、勤務時間帯において、定時的にミーティングを実施し、業務に極力支障が起きないように、対応に努めます（9時・12時・15時・18時）
- ③上記の対応によってご依頼事項などに関しましてお時間を頂戴する場合がございますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ④代表電話におきましては、転送処置をとるとともに、臨時に西門オフィスにコールセンター機能を設け、東京、横浜それぞれのランチの電話を集中的に対応いたします。
- ⑤その際の人員につきましては、上記①でご説明した通り、6名で対応いたしますが、平時は25名が勤務する事務スペースにおいて実施をすることで、政府から要請のある7～8割程度の人との接触を避けるとともにパーソナルスペースを十分に確保し、また、換気、通気、マスクの義務付けなど、最大限の注意を払い業務にあたります。
- ⑥通勤手段が公共交通機関しかない者は通勤禁止とし、同様に在宅勤務を命じます。
- ⑦やむを得ず出勤する場合は事前に経営陣のいずれかに承認を得たうえで、滞留予定時間、通勤手法、朝の検温結果を報告の上、実施をする事といたします。
- ⑧また、各種業務に対してお客様やテナントのご意向を確認中でありご要望には極力お応えさせていただきますが、ご要望に沿えない場合はその都度ご相談させていただきます。幸いでございます。

【その他】

なお、今般の緊急事態宣言における追加措置が発生した場合は速やかにご報告いたします。

以上